

## 5 障害児の療育支援等について

### (1) 平成18年度における障害児施設措置費等の変更点について

平成18年度の障害児施設措置費は、9月までは現行制度に基づく支給となるが、10月以降については、施設と保護者（加齢児については、本人）が利用契約を結ぶ場合には障害児施設給付費が支給され、虐待等利用契約になじまない場合は引き続き障害児施設措置費が支給されることとなる。（障害児施設の契約については、平成18年1月25日全国厚生労働関係部局長会議資料を参照）

なお、取扱いの変更等については、以下のとおり。

#### ① 支給対象費目の変更について

- ・ 障害児施設措置費（平成18年4月～平成18年9月）  
現行どおり
- ・ 障害児施設給付費（平成18年10月～）

#### 支給対象外となる経費

一般生活費、日用品費、児童用採暖費、就職支度費、葬祭費、教育費（学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費を含む。）、医療費（福祉型の障害児施設の医療費及び医療型の障害児施設においては、他病院での受診等レセプトを別にする医療費）、職業補導費、民間給与等改善費、プリンクラー管理費加算、被虐待児受入加算及び③に掲げる経費

#### 新たに支給対象とする経費

栄養士管理体制加算（本体報酬からはずし、別途加算の形式とする）、利用者負担上限額管理加算、通所施設の低所得利用者への食事提供加算

※入院・外泊に係る取扱いについては、障害者施設と同様の報酬設定とすることとしている。

- ・ 障害児施設措置費（平成18年10月～）

平成15年度に実施された支援費制度では、「サービスに通常要する費用」を対象とし、費用そのものに大きな影響を

及ぼす人件費の地域差等を除き、包括的に評価することとし、除雪費や降灰除去費等の加算は設けないこととしたものである。

上記趣旨を踏まえ、障害児施設給付費においても除雪費や降灰除去費等について、対象外とするところである。一方で措置児童を入所させている施設についてのみ、支給されることはバランスを逸するため、障害児施設措置費においても同様の扱いとするものである。

#### 支給対象外となる経費

寒冷地加算、単身赴任手当加算、ボイラー技士雇上費加算、事務用採暖費加算、除雪費、降灰除去費、施設機能強化推進費、入所児童(者)処遇特別加算費

#### ②障害児施設給付費における通園施設の送迎費用の取扱いについて

障害児施設給付費における通園施設の送迎については、昨年の障害福祉担当課長会議の疑義回答において、「自己負担とする方向である」と回答したところであるが、引き続き福祉サービスの対象とすることとしたので、「児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令等の施行について」等に基づき、その取り扱いに留意されたい。

#### ③障害児施設措置費の単価設定等について

平成18年10月以降の障害児施設措置費については、月額単価に各月初日の措置児数をかけた金額を支弁する。その際、日割単価設定は行わない。(事業費も同じ。)

また、徴収金の取扱いは現行どおりである。

例) 知的障害児施設 定員40人(旧丙地域)に

10月1日現在3人措置児が入所している場合

10月支弁額 = 176,910円×3人=530,730円

この他に事業費等が支給される。(Iの③の対象外経費を除く)

※障害児施設給付費は、1点=10円の単位制を導入するが、障害児施設措置費は、現行どおり円単位とする。

#### ④暫定定員制度の廃止

標記については、措置児童の入退所の時期的なズレなどで生ずる程度の空白をカバーし、職員の処遇関係を保障する趣旨で

設けられていたものであるが、利用契約制度に移行し、施設の運営に要する経費の支払い方法が「定員払い」から「利用実績払い（日額払い）」へ変更することに伴い、平成18年9月限りで同制度を廃止することとする。（障害児施設措置費と障害児施設給付費も同様の扱いである。）

なお、障害者施設と同様に一定範囲内で定員を超えて利用予定者を受け入れることを可能としていることや、利用率の低い施設に対する激変緩和措置等を行うことにしているため、その取り扱い方について留意願いたい。

## （２）重症心身障害児（者）通園事業について

重症心身障害児（者）通園事業については、主として、障害児の児童福祉施設の施設内、又は当該施設に併設して実施される事業である。これらの施設については、障害者自立支援法附則第3条で施行後3年を目途に検討及び必要な措置を講ずるとされていることから、本事業の在り方については、これらの障害児施設等のサービス体系の見直しの中で併せて検討することとしたところである。

本事業の実施施設は、A型が重症心身障害児施設、肢体不自由児施設及び肢体不自由児通園施設、B型が障害児（者）施設等となっているが、重症心身障害児（者）の受け入れ体制に支障がない場合は、実施施設について弾力的な取扱いをしているところがあるので、積極的な取り組みをお願いしたい。

なお、A型であるにも拘わらず、長期間にわたって利用者が少数に留まっている施設にあっては、ニーズの再度の把握を行い利用増に努めるとともに、利用が伸びない場合には、B型への転換を含め検討するなど、適正な事業実施に努められたい。B型においても同様に、長期間にわたって利用者が少数に留まっている施設にあっては、ニーズの再度の把握を行い利用増に努めるなど、適正な事業実施に努められたい。

## 6 平成18年度における障害者（児）福祉施設の整備について

### (1) 平成18年度予算（案）

平成18年度予算（案）における社会福祉施設等施設整備費補助金については、下記のとおり補助対象施設を見直すとともに、障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、障害者の地域移行や就労支援に必要な「生活介護」、「自立訓練」、「就労移行支援」等の日中活動の場等の整備に必要な予算額を計上したところである。

- ①三位一体の改革に伴い公立施設について、その税源を地方公共団体へ移譲し、補助制度を廃止する。
- ②障害者関連施設の整備は、障害種別に係わりなく行うことから、保健衛生施設整備費の補助対象であった精神障害者社会復帰施設の整備について本事業に統合する。また、「設置主体が医療法人である障害者関連施設の整備」を新たに補助対象とする。
- ③地域介護・福祉空間整備等交付金の補助対象であった民間立の補装具制作施設、盲導犬訓練施設、点字図書館及び聴覚障害者情報提供施設を新たに補助対象とする。

### (2) 平成18年度整備方針

平成18年度の障害者関連施設に関する補助協議の基本方針については、別途詳細をお示しする予定であるが、限られた財源を効率的かつ有効に活用する見地から、新規事業の協議に当たっては、原則として単年度事業であるものに限定し、障害者自立支援法による制度改正を踏まえた整備内容になっているか等、十分に各都道府県市において精査した上で、真に必要な整備について協議を受けることとしている。

なお、新体系による整備のため、協議後における設計変更も認めることとするので考慮されたい。

### (3) 国庫補助基準単価について

障害者関連施設については、1事業当たりの定額補助単価を設定することとしており、整備対象事業の範囲も含めて詳細は追って連絡する。

なお、平成17年度以前からの継続事業に係る国庫補助基準単価については、平成18年度において、前年度比2.3%減の改定を行うこととしているのでご了解願いたい。

(4) その他

○ 社会福祉施設の耐震化については、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、管内社会福祉法人等に対し必要な指導等を行っているものと承知しているが、今般、同法律が一部改正されたことにより、更に指導等が強化されたところである。

今後、同法に基づき都道府県市が策定する「耐震改修促進計画」により、社会福祉施設を含む公共建築物等については速やかに耐震診断を実施し、その結果等の公表に努めることが必要となるところである。

これらを踏まえ、旧建築基準法に基づき建設された施設は勿論のこと、新耐震基準で建築された施設についても、必要に応じ耐震診断を実施する等、その安全を確認するために必要な対応を行うよう、管内市町村、社会福祉法人等に対して十分指導願いたい。

なお、これらの事業の実施にあたっては、「社会福祉施設等に関する耐震診断及び耐震改修の実施について（通知）」（平成18年2月15日付 雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）で通知しているところであるが、各都道府県市の建築指導担当部局と連携の上、国土交通省の「住宅・建築物耐震改修等事業」を積極的に活用願いたい。（国土交通省住宅局建築指導課と調整済）

○ 社会福祉施設等における吹付けアスベスト等の除去等の早期実施については、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査の最終報告結果の公表及び今後の対応について（通知）」（平成17年11月29日付 雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長通知）及び「社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査(フォローアップ)の報告結果の公表及び今後の対応について（通知）」（平成18年2月13日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長通知）により、引き続き適切に対応願いたい。

なお、吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、平成17年度補正予算（平成18年2月3日成立）において、飛散によりばく露のおそれがあるアスベスト等の除去等に必要な経費を平成17年度に交付金化された高齢者関係施設、児童関係施設も含めて「社会福祉施設等施設整備費負担(補助)金」に計上し、現在、各都道府県市から提出していただいた平成17・18年度の除去等の計画に基づき取り組んでいるところであり、かつ、平成18年度当初予算（案）においても、障害者関連施設、保護施設については、「社会福祉施設等施設整備費補助金」の「大規模修繕等」事業において国庫補助の対象とすることとしている。

## 7 障害者（児）福祉施設等における不祥事の発生防止及びその対応について

### （１）指定居宅支援事業者への指導監査の徹底等について

平成15年4月の支援費制度発足以来、指定居宅支援事業者（以下、「事業者」という。）数が着実に増加している一方で、支援費の不正な受給による事業者の指定取消し処分の報告を受けているところである。

このような状況を踏まえ、支援費制度の円滑かつ適正な運営を図るため、法令等に基づく適正な事業実施の確保に向けた取組の充実強化が切に求められているところである。

については、貴都道府県市におかれては、事業者に対するなお一層の適切な指導監査の実施に努められるようお願いする。また、管内市町村に対しては、請求内容と実際のサービス利用に差異が無いことを十分審査するのはもちろんのこと、虚偽のサービス提供実績記録表が作成されるようなことが無いよう事業者（基準該当事業者を含む）を指導いただくとともに、支給決定者への制度の周知を図られるようお願いする。

### （２）障害者（児）福祉施設等における不祥事の発生防止及びその対応について

人権侵害の防止等については機会あるごとに要請してきているところであるが、依然としてこれら不祥事が発生していることは、誠に遺憾である。

については、以下のような事項に留意の上、管下社会福祉法人・社会福祉施設に対する指導監督に万全を期されたい。

#### ①人権侵害等の防止について

社会福祉施設において、体罰等の人権侵害事例や入所者からの預り金の管理等について不適切な取扱いが行われていたという事案が依然として後を絶たず、この中には、刑事事件にまで及んでいる事案も見受けられることは、適切な施設運営に真摯に取り組んでいる同種施設までが社会の不信感を被ることとなり、看過し難い問題である。

特に、支援費制度は、利用者と施設が対等の立場に立ち、契約により利用者本位のサービス提供が図られる仕組みであることに鑑みた場合、こうした状況は、制度の根幹を揺るがしかねない事態であるといわざるを得ず、施設関係者のみならず行政関係者も含め、厳粛に受け止めなければならないと考えている。

各都道府県等にあつては、社会的に許容されない事案が発生した場合は、速やかに事実関係及び発生原因の究明を行うとともに、特別監査を実施し、当該不祥事の関係者はもちろんのこと、法人の責任者、施設管理者等の責任を明確にし、場合によっては、法人組織の再検討も視野に入れるとともに、関係者の社会的責任を明確にするために氏名の公表等も検討されたい。

さらに、内容によっては、刑事告発の可否も検討されたい。

また、再発防止への取組として、当該法人に対して、継続的に指導及び改善状況の確認を行うことに加え、事件の背景や事実関係を踏まえて管下同種施設への指導監督方法の見直しを行う、また、支援費制度対象の事業の場合には、あらかじめ関係市町村から支給決定障害者の支援状況に関する情報を徴した上で指導監査を行う等、都道府県等の指導監督の在り方を再点検し、今後の不祥事の未然防止を図られたい。

## ②不正・不明瞭な経理処理の防止について

社会福祉施設の経理処理に当たっては、社会福祉法及び関係通知等に基づき適正な記録と透明性の確保を図ることが重要であり、都道府県等においては、引き続き、指導監督の徹底に努められたい。

## ③施設整備に係る不正の防止について

社会福祉施設整備費に係る不正受給等の防止については、かねてから指導監督の徹底をお願いしているところであるが、引き続き、施設整備業務の再点検の強化と未然防止策の検討を行い、発生防止に努められたい。

## ④苦情解決の取組について

障害者（児）福祉施設の利用者等の権利擁護の観点から、障害者（児）福祉施設の最低基準において、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならないことを明記しているところである。

利用者が苦情を申し出られない事態が、結果として権利侵害に至りうることを考えた場合、苦情解決の仕組みは、利用者の権利擁護を確立する上で極めて重要な位置を占めるものであることは、申し上げるまでもないことである。

平成16年に実施された社会福祉施設等調査によると、未だに苦情解決体制が整備されていない施設が見受けられる。

都道府県においては、各施設において苦情解決の仕組みが整えられることはもちろん、利用者やその家族に苦情解決の仕組

みや窓口の存在（都道府県社会福祉協議会に置かれる運営適正化委員会の役割や各施設との関係も含めて）を分かりやすく具体的に周知できるよう、引き続き指導徹底を図りたい。

（参考）障害者施設の取組み状況

施設種別	施設数	うち、苦情解決のための取組あり
身体障害者療護施設	472	437(92.6%)
知的障害者更生施設	1,454	1,330(91.5%)
障害児施設	842	806(95.7%)

※「平成16年社会福祉施設等調査」より

⑤ 施設・事業所のサービスに関する第三者評価について

第三者評価事業については、15年度に全国社会福祉協議会において、福祉サービスの第三者評価事業等の見直し等について研究を行い、その結果等を踏まえ新たな「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」及「施設種別の『福祉サービス第三者評価基準ガイドライン』及び『福祉サービス内容評価基準ガイドライン』等について」をとりまとめ、お示ししているところであり、同事業の着実かつ円滑な普及・定着を図っているところである。

障害関係施設・事業所においてもサービスの質を担保し、サービスの透明性を高め、不祥事防止を図る観点からも積極的に第三者評価を受けることが重要であることから、都道府県レベルにおける第三者評価の推進体制整備促進を図るとともに、管下施設・事業所に対して、第三者評価の実施を促すようご指導願いたい。

## 8 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園における取組みについて

### (1) のぞみの園における地域生活移行への取組み

のぞみの園における地域生活移行については、出身地域や近隣地域のグループホーム等への移行を基本として進めているところであり、また、実践においては、入所者本人の意向はもちろんのこと、保護者等の家族の意向、本人の生活歴等も尊重しつつ、個々の入所者ごとに慎重かつ丁寧に進めていくことを基本としている。

特に、受入先となる関係地方公共団体等への働きかけや情報交換を含む相互の連携体制の確立は重要な課題であり、その取組事例を全国に発信することが必要であると考えている。

現在、のぞみの園においては様々な取組を行っているところであり、その詳細については、ニュースレターを通じて情報提供をしているので、その活用を図られたい。

また、今までの活動においても、関係の地方公共団体等との個別の協議を行っているところであるが、今後は、全入所者の出身地方公共団体等へ協議を行うこととしているので、協力方お願いしたい。

なお、のぞみの園においては、障害者自立支援法の施行に伴い、平成18年10月より、新サービス体系に移行することとしているので、関係市町村に対し、のぞみの園入所者については、新制度の移行までに新たな支給決定の実施及び経過措置等の説明や所要の手続きを行うよう周知方お願いしたい。

### (2) のぞみの園における養成・研修の実施について

のぞみの園においては、調査・研究の成果を踏まえ、全国の知的障害者の支援の業務に従事する者に対し、専門的・体系的な養成・研修事業を以下のとおり実施することとしているので、管内の関係団体及び施設に対する周知方お願いしたい。

研究コース	期間	定員	開催場所	開催予定日
地域支援セミナー	2日	300人	高崎シティギャラリーコアホール	平成18年9月15日(金)～16日(土)
知的障害者の健康管理セミナー	2日	50人	(調整中)	平成19年1月18日(木)～19日(金)

※募集に関する窓口

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園  
企画研究部 企画研究課 養成研修係 (担当：山崎)  
TEL 027-320-1367 FAX 027-320-1368  
E-mail yamazakit@nozomi.go.jp